

柔道整復師等の施術に係る共済組合からの照会にご協力ください

当組合では、医療費の更なる適正化を図る観点から、整骨院・接骨院等に係る受診内容の照会を全支部において開始します。

柔道整復師等（はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師を含む。以下同じ。）から施術を受けた場合、受診照会のご回答をお願いします。

1 実施の背景

当組合においては、組合員の医療給付費が増加し、短期掛金率の引上げが続く中で、組合員の平均給料月額が年々減少しており、医療費の更なる適正化が急務となっています。

また、平成24年3月12日付けの厚生労働省通知「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」により、「接骨院・整骨院（柔道整復師）において、多部位（負傷の部位が複数あること）、長期又は頻度が高い施術を受けた人等に対して文書照会による調査を実施し、柔整療養費支給の適正に努めること」との指導があったところから、当組合では、組合員の皆様からの掛金を適正かつ有効に利用するため、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）、柔道整復師等への施術内容の照会を開始いたします。

2 実施内容

- ① 療養費支給申請書の施術内容の点検を行い、その結果、調査の必要が生じた一部の療養費支給申請書について、施術内容の照会を実施いたします。
- ② 施術内容の照会については、対象となる組合員等に対し照会文書「柔道整復師等の受診照会について」を送付しますので、回答期限までに所定の宛先に必ず返信するようにしてください。
- ③ 療養費支給申請書の施術内容の点検、照会文書の発送及び問い合わせ対応は、株式会社オークスに業務委託して行います。

照会文書は、施術を受けられてから概ね2か月経過してからお送りします。

柔道整復師等の施術を受けられたときは、領収書を必ず受け取り、保管し、施術内容（受診日、施術箇所など）をご自身で回答書にご記入するようお願いいたします。

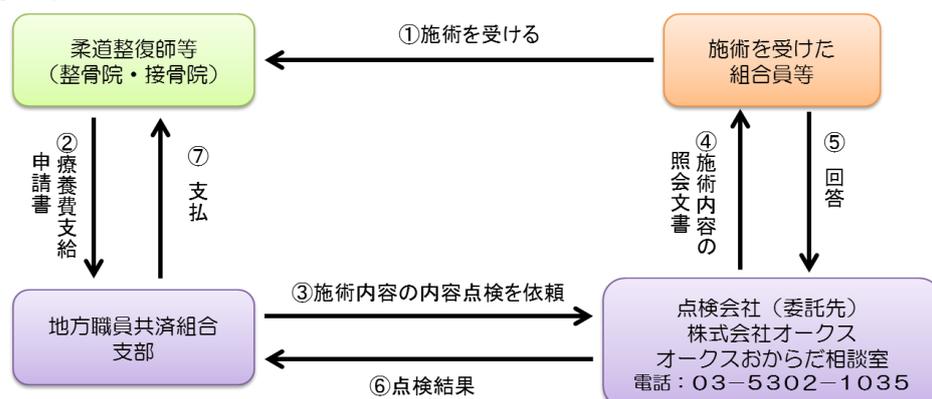
3 実施時期

平成25年5月から

4 個人情報の取扱いについて

個人情報保護法に基づき、委託先との間で照会文書「柔道整復師等の受診照会について」において回答いただいた内容は、柔整等療養費の点検及び確認以外には使用しない旨の契約を締結しています。

5 実際の流れ



※組合員等が全額窓口で支払い、支部に請求される場合は、支部から組合員等本人への支払いになります。

平成〇〇年〇月〇〇日

組合員及び被扶養者 各位

地方職員共済組合

柔道整復師からの施術に関する受診照会の調査について

日頃、当共済組合の短期給付事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

近年、当共済組合における医療費の支出が増加の一途をたどり、厳しい財政状況が続いております。このような環境の中、医療費増嵩対策として、レセプト及び柔道整復施術療養費支給申請書について内容審査を行った上で支払うように努めてきたところです。

当共済組合では、平成25年度から専門の内容審査会社に委託を行い、柔道整復施術療養費支給申請書の内容審査を行っているところです。

この内容審査とは、柔道整復師から施術を受けた方に、必要に応じて施術内容等を確認するため、別添の「受診内容（負傷状況）回答書」にご記入のうえ提出いただくことにより、調査を行うものです。

つきましては、お手数をおかけしますが、下記の調査趣旨をご一読いただいたうえで、「受診内容（負傷状況）回答書」にご記入のうえ、同封の返信用封筒にて下記内容審査会社あて返信いただきますようお願いいたします。

記

この調査は、地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費を支給するにあたり、当共済組合として「やむを得ない」と認めうる内容か否かを判断するために行うものです。

このため、「受診内容（負傷状況）回答書」のご記入は、必ず受診された組合員又は被扶養者の方に行っていただき、回答期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

【地方公務員等共済組合法第58条第1項】

（療養費）

第五十八条 組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

回答書の提出先・回答書の内容の問い合わせ先

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目7番7号 ヒューマックス南新宿ビル3F

株式会社オークス おからだ相談室

電話：03-5302-1035